

予備品証明制度の廃止に伴う制度改正に関する説明会 ～法改正による航空機装備品・部品の安全規制の改正について～

1. 説明会の背景・目的

令和元年6月19日に公布された「航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第38号)」(以下「改正法」という。)により、航空法(以下「法」という。)第18条の規定による予備品証明に関する制度が令和4年6月18日に廃止され、それ以降は、原則、航空機に装備する全ての装備品・部品について、法第20条第1項の規定による認定を受けた事業場(認定事業場)が基準適合性の確認をしたものでなければなりません。このため、航空機の装備品・部品を製造、修理等する事業者は、令和4年6月までに、事業場の認定を取得する必要があります。

また、改正法の施行に伴い、航空機の利用者が航空機に装備可能な装備品・部品の要件等を定めた「航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第5号)」及び関連通達をそれぞれ令和3年2月及び7月に公布しました。

これを踏まえ、国土交通省では、予備品証明制度の廃止に伴う制度改正について理解を深めて頂くため、下記のとおり、Web形式で説明会を開催いたします。

つきましては、関係者の皆様にご参加頂きたいと考えていますので、ご案内します。

2. Web 説明会の日程

以下の日程でWeb説明会を開催します。

第1回～第3回説明会は、主に航空機利用者の方を対象とした内容、第4回説明会は、主に装備品・部品の製造、修理又は改造を行っている事業者の方を対象とした内容が中心となる予定です。

- ・第1回説明会(航空運送事業者の方向け)

令和3年9月17日(金) 10:00～12:00

- ・第2回説明会(航空機使用事業者の方、自家用航空機の整備担当者の方向け)

令和3年9月22日(水) 10:00～12:00

- ・第3回説明会(航空機使用事業者の方、自家用航空機の整備担当者の方向け)

令和3年9月28日(火) 10:00～12:00

- ・第4回説明会(装備品・部品の製造、修理又は改造を行っている事業者の方向け)

令和3年9月29日(水) 10:00～12:00

3. 参加対象者

- 航空運送事業者、航空機使用事業者及び自家用航空機の整備担当者の方
- 航空機使用者の方が使用する装備品・部品の製造、修理を行う事業者の方
- 装備品・部品の輸入・調達を行う事業者の方 等

注)航空機使用者の皆様から、航空機に装備される装備品・部品の製造、修理を行う事業者の方に対して、説明会の開催についてご案内ください。

4. 主な説明内容

- 予備品証明制度の廃止に伴う制度改正の概要
 - ・航空機に装備可能な装備品等を定めた通達の概要
 - ・事業場認定に係る通達の改正概要 等

5. お申し込み方法

参加を希望される方は、令和3年9月15日(水)までに、別添の参加申込書に必要事項を記入の上、メールにてお申し込み下さい(メールの送付先は参加申込書に記載)。お申し込みいただいた方に、後日 Web 説明会の URL を送付させていただきます。

【お問い合わせ先】

国土交通省 航空局 安全部

航空機安全課 航空機技術基準企画室

TEL: 03-5253-8735

Email: hqt-cab-gij-kkx@gxb.mlit.go.jp